

掲示期間 4.1-4.10

新潟市告示第230号

新潟市澤将監の館観覧料の収納事務委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、新潟市澤将監の館観覧料の収納事務を令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間、次のとおり委託したので同施行令第158条第2項の規定により告示します。

令和6年4月1日

新潟市長 中原 八一

収納事務を行う場所	収納事務受託者
新潟市西蒲区打越甲434番地	新潟市中央上所1丁目11番4号 公益財団法人シルバー人材センター 理事長 若林 孝